

# 指定計画相談支援・指定障害児相談支援

## 重要事項説明書

### 指定計画相談支援・指定障害児相談支援 重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定並びに「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定に基づき、本事業所の概要や提供するサービスの内容その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項をサービス利用希望者に対して説明するものです。

#### ◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 職員の体制	3
4. 職員の職務内容	3
5. 営業時間	3
6. 事業実施地域	3
7. 主体となる対象者	3
8. 当事業所が提供するサービス	4・5
9. 利用料金	5
10. 利用者の記録や情報の管理、開示について	5
11. 事故等の発生時の対応	5
12. 苦情の窓口	6
13. 虐待防止	6
14. 秘密の保持	6
15. 緊急連絡	6

指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所

**恵那たんぽぽ地域生活療育支援センター**

## 1、事業者

名称	社会福祉法人 たんぽぽ福祉会
所在地	岐阜県恵那市長島町久須見 1083-35
電話番号/FAX 番号	0573-26-4356/0573-26-5827
E-mail	tanpopos@poplar.ocn.ne.jp
代表者	理事長 小板 孫次
設立年月	昭和 60 年 12 月

## 2、事業所の概要

事業所の名称	恵那たんぽぽ地域生活療育支援センター
事業所の所在地	岐阜県恵那市大井町栗畑平 2716-72
事業所の電話番号	0 5 7 3 - 2 2 - 9 1 2 1
事業所のFAX番号	0 5 7 3 - 2 2 - 9 1 2 5
事業所のE-mail	tanpopos-support@able.ocn.ne.jp
事業所の開設年月日	平成 9 年 4 月 1 日

### (事業の目的)

たんぽぽ福祉会が設置する恵那たんぽぽ地域生活療育支援センターにおいて実施する指定計画相談支援の円滑な運営管理を図り、利用者又は障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な指定計画相談支援の提供を確保することを目的とします。

### (運営の方針)

- (1) 指定計画相談支援は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ちながら、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮するとともに、利用者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援等のサービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- (2) 指定計画相談支援は、利用者提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。
- (3) 市及び事業所との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるとともに、民間相談支援事業所の設立・運営に対する支援等を行います。
- (4) 関係法令等を遵守します。

## 3、職員の体制

職種	人数	勤務形態	資格
管理者・相談支援専門員	1	常勤・兼務	社会福祉士
相談支援専門員	2	常勤・兼務	社会福祉士
	2	常勤・兼務	保育士
	1	常勤・兼務	看護師
支援員	1	常勤・兼務	社会福祉士

#### 4、職員の職務内容

職種	職務内容
管理者	従業者の管理、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、従業者に関係法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
相談支援専門員	<p>【基本相談支援】 障害者等からの相談に応じ、情報の提供等を行い、市町村や障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。</p> <p>【サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成】 障害福祉サービス等の支給決定等の申請に係るサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案を作成します。また、支給決定等が行われた後に、関係者との連絡調整を行い、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成を行います。</p> <p>【モニタリング】 支給決定等の有効期間内において、利用者が継続して障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画が適切であるかどうかにつき、見直しを行います。また、見直しの結果に基づき、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整又は新たな支給決定等に係る申請の勧奨を行います。</p>

#### 5、事業所のサービス提供日・時間(営業日・時間)

営業日	原則、月曜日から金曜日までとなります（祝祭日及び12月29日～1月3日を除きます）。
営業時間	午前9時から午後5時までとなります。

#### 6 通常の事業の実施地域

恵那市の全域、中津川市、瑞浪市、土岐市、多治見市

#### 7、主たる対象者

- ・身体障害者（肢体不自由・視覚・聴覚言語・内部障害）
- ・知的障害者
- ・精神障害者
- ・障害児（身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童）

#### 8、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供方法及び内容

##### （1）サービス内容

##### ①サービス等利用計画の作成

▶利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画を作成します。

##### ②サービス等利用計画作成後の便宜の供与

▶サービス等利用計画作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価（以下、「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定、又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。

▶モニタリングでは、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録します。

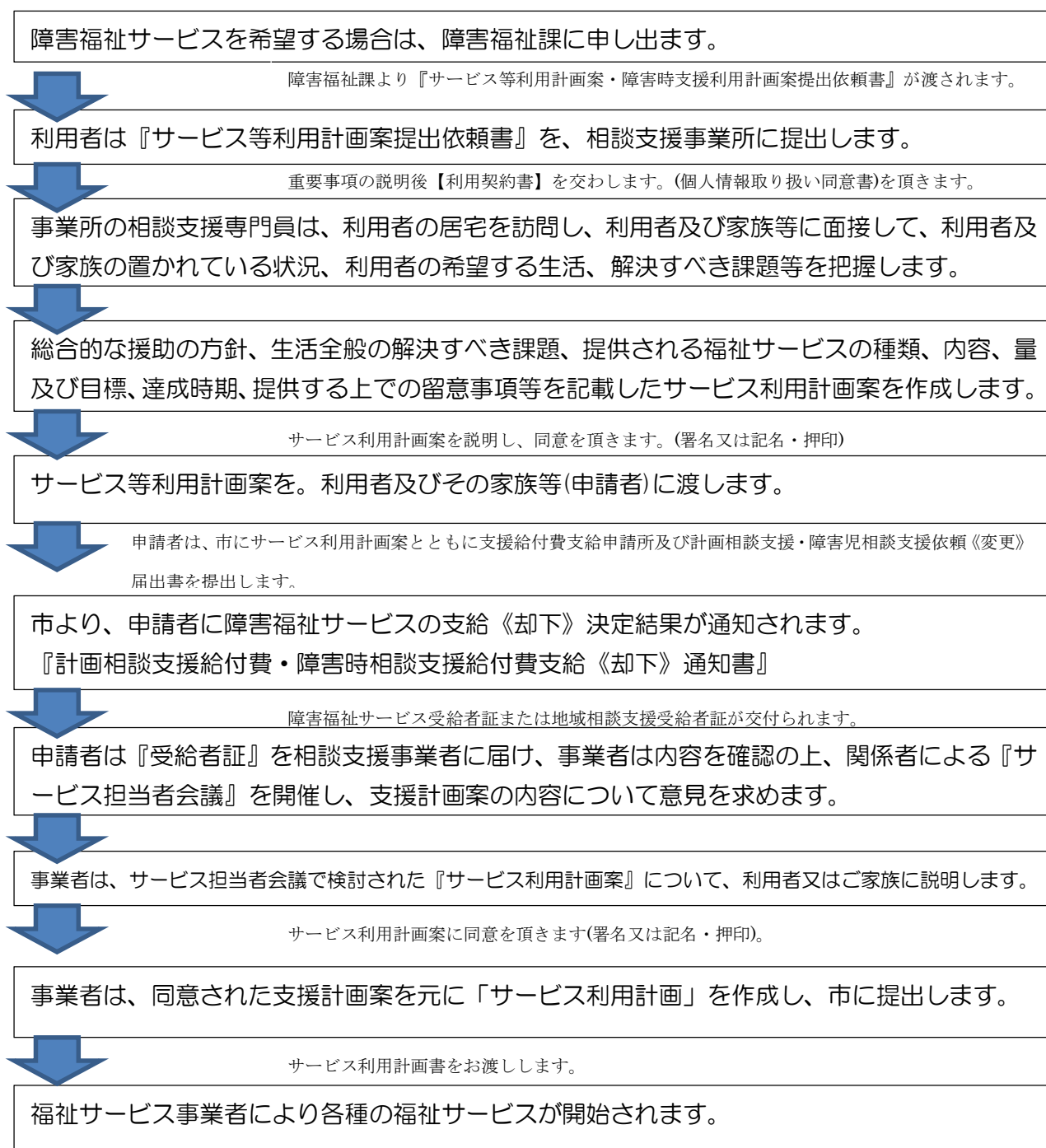
### ③サービス等利用計画の変更

▶利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

### ④障害者支援施設等への紹介

▶ご利用者が居宅で日常生活を営むことが困難となったと認められる場合やご利用者が障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供をいたします。

## <サービス等利用計画の作成の流れ>



## 9、利用料金

相談支援利用料	事業者が法律の規定に基づいてサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。ただし、利用者の意向により自立支援給付費を自ら市へ請求する場合には、下記の料金を事業者を支払うものとします。
交通費	利用者の希望により、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を提供した際には、運営規定に基づき、その実費をいただく場合があります。 <b>■公共交通機関を利用した場合</b> ⇒ 公共交通機関の定める運賃 <b>■事業所の自動車を使用した場合</b> ⇒ 移動距離（km）× 20円
利用料金の支払方法	サービス利用計画に利用者負担額が生じる場合については、障害者福祉サービス受給者証（以下「受給者証」という。）に記載された負担割合により算定された利用者負担額を1ヶ月ごとに納入通知書で請求しますので、納入期限までに銀行窓口でお支払いください。（納入場所については、納入通知書参照。）

## 10. 利用者の記録や情報の管理

本事業所では、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。保存期間は、指定相談支援サービスを提供した日から5年間です。

### 11. 事故等の発生時の対応

- (1) 当事業所のサービス提供によって事故が生じた場合は、速やかに都道府県・市町村・利用者家族等に対して連絡し、必要な対応を行います。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由によって、利用者に損害を与えた場合には、事業所が加入する保険において速やかに損害賠償を行います。

### 12. 苦情を受け付けるための窓口

#### (1) 【本事業所の苦情窓口】

窓口担当者	相談支援専門員 青木 理恵
受付日	月曜日から金曜日までです（祝祭日及び12月29日～1月3日を除きます）。 担当者不在の場合は、恵那たんぽぽ作業所(法人本部)までご連絡ください。
受付時間	午前9時から午後5時までとなります。
電話番号	0573-22-9121 (法人事務所 0573-26-4356)
FAX番号	0573-22-9125 (法人事務所 0573-26-5827)
E-mail	tanpopos-support@able.ocn.ne.jp

※苦情受付ボックスを事業所に設置しています。

#### (2) 【第三者委員】

氏名	山村 文子
住所／電話番号	恵那市大井町1970-2 / 0573-26-0566
氏名	宮地 政臣
住所／電話番号	恵那市三郷町野井1725-8 / 0573-28-1113

(3) 本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は岐阜県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

**【恵那市社会福祉課】**

所在地	岐阜県恵那市長島町正家1丁目1-1
電話番号	0573-26-2111

**【岐阜県福祉サービス運営適正化委員会】**

所在地	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉農業会館内
電話番号/FAX番号	058-278-5136

**13、虐待防止のための措置**

本事業所では、虐待防止のための体制を整備するとともに、利用者に対する虐待を早期に発見し、適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

- ①虐待防止に関する責任者の選定 [虐待防止に関する責任者] 管理者 八澤 正弘
- ②職員に対する虐待防止を啓発するための研修
- ③成年後見制度の利用支援
- ④苦情解決体制の整備

**14、 秘密の保持について**

- ①当事業所の従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得たご利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- ②当事業所で従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得たご利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- ③事業者では、ご利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内でご利用者又はご家族の個人情報を用います。

**15、 緊急連絡先**

氏名		氏名	
住所		住所	
電話	自宅)	電話	自宅)
	携帯)		携帯)
続柄		続柄	